

静岡県の発表						職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	全体	全体	外来										
レベル	県内	県外	県内評価	県外評価	県内移動に関する行動制限 (=当院職員の行動制限)	県境を跨ぐ移動に関する行動制限 (=当院職員の行動制限)	宴会	行動記録 健康管理	飛沫 接触感染 予防策	職員出張	院内委員会	外部との 会議	院内研修	換気	環境整備	外来 PPEの 使用									
6	都市封鎖級		感染 まん延期	感染 移行期 以上	外出禁止	禁止				不要不急 は不可	禁止	遠隔会議のみ	禁止	常時 2方向での 換気	ノロ3対応 1日2回 0.05%次亜塩 素酸ナトリウ ムで清拭消毒										
5	特別警戒				厳しい休業要請 外出自粛	原則不可																			
4	警戒	警戒	感染 移行期		休業要請 不要不急の外出は控える	県内者の県外移動は回避 県外者へは自粛の徹底を要請					部署 での 宴会 禁止						要	院内で は常に 実施	院内で は常に マスク 着用	県内は 許可 マスク着用 アルコール 携行	可 マスク着用 要感染防護策	可能な限り 遠隔会議 院内で実施の 場合は、外部 者の問診票確 認、検温実施 マスク着用 要感染防護策	座学のみ マスク着用 要感染防護策	換気の強化 (少なくとも 1時間に10分 以上、2方向 換気)	ノロ2対応 1日1回 0.05%次亜 塩素酸ナトリ ウムで清 拭消毒
3	注意	警戒	感染 限定期		3密回避を含む 「新しい生活様式」の徹底	県内者は県外への移動をできる限り回避 県外者へは自粛を要請																			
2	ほぼ日常	注意	感染 休止期	感染 限定期	3密を極力回避 「新しい生活様式」を心がける	県内者の県外への移動は 対象地域に応じ判断	県外者へは 一部近隣県を除き自粛を要請																		
1 1-1	ほぼ日常	ほぼ日常	感染 休止期	感染 休止期	3密をできる限り回避 基本的な感染対策の励行	県境を越える移動可。 ただし感染者の多い地域への移動 /同地域からの移入は注意	店の 貸切 であ れば 可	要 健康 管理 不要 行動 記録	院内 では 常に マス ク着 用	県外 可 マス ク着 用 アル コー ル携 行	可	通常 通り マス ク着 用 要感 染防 護策	ワー クシ ョッ プ CV PPP 研 修 可 マス ク着 用 要感 染防 護策	定期 的換 気(2 方 向)	日常 清掃										
1 0-1	日常	日常 出入 国 制限 あり	感染 終息	国内 の全 域が 感染 終息	県内に関する行動制限なし	国内に関する行動制限なし 国外との行動制限が一部あり	可	不要	院内 での マス クは 適 宜 食 事 対 面 可	通常 通り	通常 通り	通常 通り	通常 通り	通常 通り	通常 通り										
	日常	日常			国内・国外のどことの関係でも 行動制限なし	国内・国外のどことの関係でも 行動制限なし																			

別記

